

第5期志木市地域福祉計画

第2期志木市再犯防止推進計画



地域共生社会とは

地域共生社会とは、子どもや障がい者、高齢者のほか、日々の生活に困難を抱えている人など、どんな人であっても福祉的な支援を受けながら、みんながお互いのことを理解し、支え合うことで幸せに暮らすことのできる社会をいいます。本市では「志木市地域共生社会を実現するための条例」を令和5年4月より施行しています。

めざす姿(理念)と基本目標

みんなで地域をともに創り、 安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現

本計画のめざす姿(理念)は、第4期計画で掲げる「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」をベースに、地域共生社会を実現するための条例の目標と3つの理念との整合を図りました。また、本計画はアンケート調査結果をもとに策定しました。

基本目標1

わかりあい、支えあい
のあるまちづくり

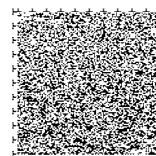
基本目標2

誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活
ができるまちづくり

基本目標3

安全・安心に暮らせる
まちづくり

右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



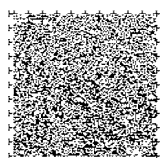
重点的な取組

1 重層的な支援体制の整備

取組名	方向性	指標と目標
包括的な相談支援の整備	年齢で途切れることがないよう、制度のはざまをつなぐ支援の継続性と分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制の整備を進めます。	基幹福祉相談センターにおける相談連携先延べ件数 現状 2,390 件 >>> 目標 2,500 件
地域住民等との協働による地域生活課題への対応	近隣住民と交流を図ることのできる取組や拠点整備などの環境づくりに努めます。	社会参加支援事業の参加者数 現状 175 人 >>> 目標 200 人
社会参加支援、対象を限定しない福祉サービスの提供	利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充を図り、新たな社会資源の開拓などのコーディネートや本人と支援メニューとのマッチングに努めます。	ふれあい館「もくせい」の総来館者数 現状 12,714 人 >>> 目標 13,000 人
権利擁護体制の充実	成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、成年後見制度をはじめとした、権利擁護活動を促進します。	市民後見人の育成 現状 283 人 >>> 目標 333 人  市民後見人のつどい

2 地域・担い手・環境づくり

取組名	方向性	指標と目標
地域・担い手・環境づくり	幅広く地域ぐるみで活動に関わることやライフステージに沿った福祉教育を展開することにより、多世代の福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動や地域で行われている各種行事の支援に努めます。	市民フレイルサポーター養成者数 現状 46 人 >>> 目標 85 人  市民力で広げるフレイル予防の輪



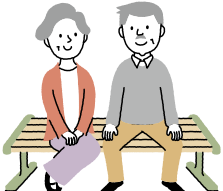
基本目標 1

わかりあい、支えあいのあるまちづくり

基本施策 1 市民力との協働による地域生活課題への対応

方向性	市の主な取組
地域福祉を推進するために必要な環境の整備や地域の課題を包括的に受け止める場などを通じて、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる体制づくりを支援します。 	■ 地域共生社会の実現に向けた基盤づくりの推進 ■ 多分野における地域活動の活性化  基幹福祉相談センター

基本施策 2 地域活動への参加促進

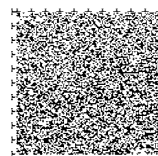
方向性	市の主な取組
ボランティア活動や地域活動を活性化するために、市民活動への支援を展開するとともに、認知症サポーターの養成、まちづくり推進バンクの利用などにより、地域で活躍できる人材の育成に努めます。 	■ 住民主体の活動支援  生活支援体制整備事業

基本施策 3 地域福祉の担い手の発掘・育成・定着

方向性	市の主な取組
地域福祉を担う人材の養成を継続的に支援していくほか、多様な人々が活動に参加するきっかけを作り、それぞれのやりたいことに沿って活動しやすくなるための支援を進めます。	■ ボランティア・福祉人材の育成

基本施策 4 支え合いの地域づくり

方向性	市の主な取組
参加する地域住民が主体的に地域づくりに参加し、誰もがともに支え合い、安心して参加できる居場所としての場づくり、各分野で活動する個人や団体などの多様なつながりを促進するための支援を進めます。	■ 交流拠点の整備 ■ 交流機会の充実 ■ 福祉理解・福祉教育の推進



基本目標 2

誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

基本施策 1 重層的な支援体制の充実

方向性	市の主な取組
地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチなどを通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に進めていきます。	■ 包括的な相談支援 ■ 参加支援・地域づくり

基本施策 2 生活困窮者等の自立のための環境づくり

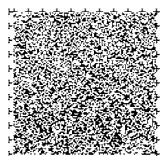
方向性	市の主な取組
関係機関と連携して生活困窮者の発見と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。	■ 生活困窮者の支援 ■ 就労の支援

基本施策 3 再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

方向性	市の主な取組
犯罪をした人などが地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援のもとに、就労や住居の確保につなげる支援をより一層強化します。 また、支援の実効性を高めるため、民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点の構築に向け、国や地方公共団体、民間協力者などの連携に努めます。	■ 安全で安心なまちづくりの推進 ■ 就労・住居の確保のための取組 ■ 保健医療・福祉サービスの利用の促進 ■ 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施 ■ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

基本施策 4 ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策

方向性	市の主な取組
「ひきこもり」など生きづらさを抱えている人や、子どもや若者が家族のケアを担ういわゆる「ヤングケアラー」として孤立することのないよう、多様な主体が相互に連携を図りながら、社会全体で支えていけるよう、相談や情報共有など、分野横断的な支援を進めます。	■ ひきこもり、ヤングケアラー、家族などへの支援 ■ 当事者団体・福祉サービス事業者への支援 ■ 公的支援の検証



基本目標 3

安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1 災害時対策の推進

方向性	市の主な取組
災害時・緊急時の対応に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるようなしくみ・関係を構築します。	- 情報伝達体制の整備 - 避難困難者、避難者の支援 - 避難訓練の実施

基本施策 2 防犯・事故対策の推進

方向性	市の主な取組
安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日ごろからの家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守れるよう、防犯・見守り活動を促進します。	- 防犯活動の推進 - 事故防止・発生時の対応

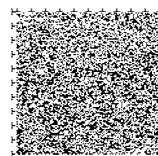


基本施策 3 安全な移動手段の確保と道路環境の整備

方向性	市の主な取組
公的移動手段及び安全に通れる道路環境を整備し、市民の移動手段と安全な移動環境の確保などに努めます。	- 公的移動手段の整備 - 安全に通れる道路環境の整備

基本施策 4 快適な生活環境の推進

方向性	市の主な取組
公共施設などを誰もが利用しやすいように配慮し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、地域の資源を活用した住民同士のコミュニケーションの促進や生活マナー向上の啓発に努めます。	- ユニバーサルデザインの推進 - 談話スペースの確保 - 生活マナーの向上



第3期志木市 成年後見制度利用促進基本計画

計画の基本的方向性

めざす姿（理念）

自己決定を尊重し、権利と利益を市民とともに守る 福祉のまち 志木

本計画は、「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」に基づき、理念と目標を定め、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）がそれぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

基本目標 1

権利擁護支援の地域連携
ネットワークづくりの推進

実行計画 1-1	包括的・多層的なネットワークの構築
実行計画 1-2	実施体制のさらなる充実
実行計画 1-3	市民後見人の育成及び担い手の確保
実行計画 1-4	利用者の把握と早期発見・早期支援

基本目標 2

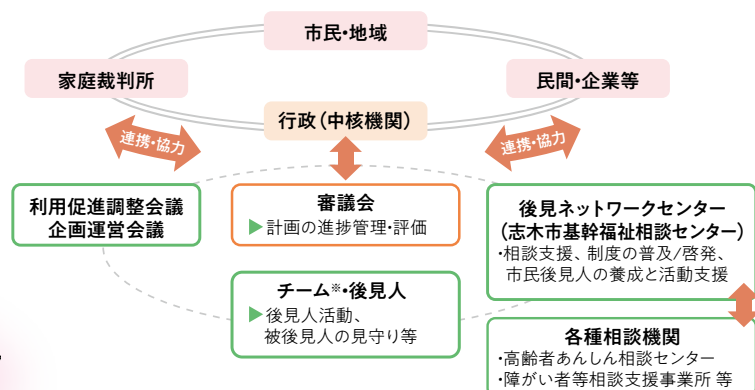
尊厳のある本人らしい生活を
継続するための成年後見制度の
運用改善等

実行計画 2-1	利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施
実行計画 2-2	後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供
実行計画 2-3	安全・安心な制度運用のための関係機関との連携
実行計画 2-4	制度理解と地域の見守り等

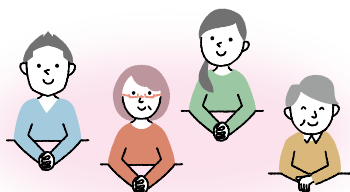
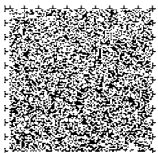
地域連携ネットワーク

必要な制度支援のため、福祉関係者や法人後見、相談機関（高齢者あんしん相談センター、障がい者等相談支援事業所等）と中核機関及び基幹型センターである後見ネットワークセンターとの連携を強化します。

成年後見制度の促進に関する地域連携ネットワークの全体イメージ



※後見人を含む福祉サービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員等の本人を支援する人などで構成。



第6次志木市地域福祉活動計画の主な取組

基本目標ごとに、社会福祉協議会や地域福祉関係団体などの主な取組を紹介します。

基本目標1 わかりあい、支えあいのあるまちづくり

市民力との協働による地域生活課題への対応	地域福祉の担い手の発掘・育成・定着
主な取組 - 生活支援体制整備事業 - 地域生活支援拠点の充実 重点 - たんぽぽ生活応援隊 重点 など たんぽぽ生活応援隊 	主な取組 - ボランティア体験プログラム - ボランティア養成講座の実施 - ボランティアの受け入れ ボランティア体験プログラム 
地域活動への参加促進	支え合いの地域づくり
主な取組 - サークル活動の立ち上げ支援 - SNSやLINEによる地域活動の情報発信 重点 - しき社協だよりの発行	主な取組 - 小地域サロン活動の支援 重点 - 多世代交流事業 - 福祉教育の実践 など

基本目標2

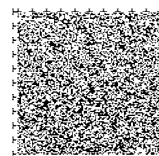
誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

重層的な支援体制の充実	生活困窮者等の自立のための環境づくり	ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策
主な取組 - 属性を問わない相談支援の実施 重点 - 日常生活自立支援事業の実施 など	主な取組 - 生活福祉資金貸付事業 - 生活困窮世帯支援事業	主な取組 - アウトリーチ活動の強化 重点 - ケアラー、家族等の支援 - 介護用品購入支援事業

基本目標3

安全・安心に暮らせるまちづくり

災害時対策の推進	防犯・事故対策の推進	安全な移動手段の確保と環境の整備
主な取組 - 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援 - 災害ボランティアセンターの運営 など	主な取組 - 詐欺被害防止電話機等購入補助事業 - ちいパト隊（地域パトロール隊）など	主な取組 - 移動支援事業 - 福祉機器貸出事業 - 福祉車両利用料補助金交付事業



第6次志木市地域福祉活動計画

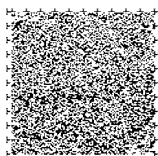
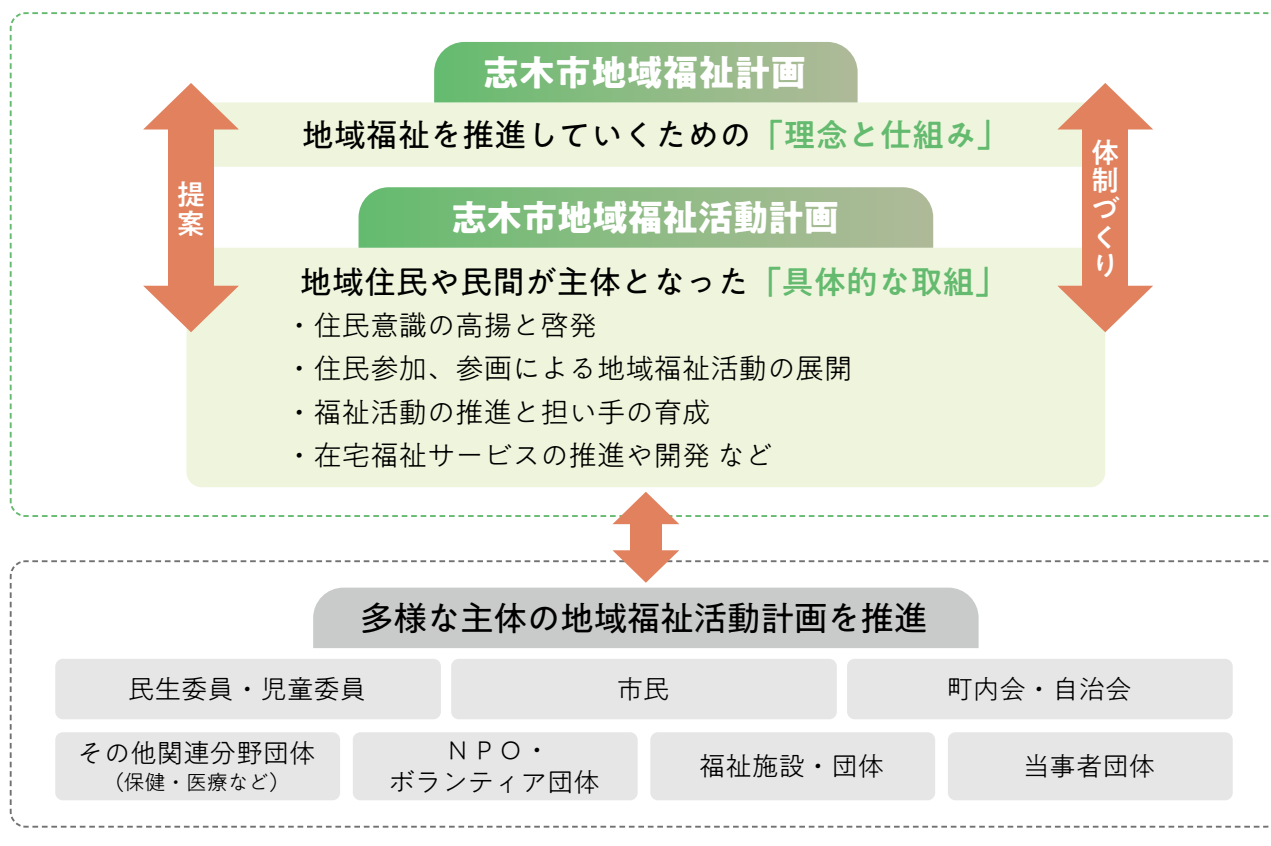
地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する計画です。住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者などとともに取り組んでいく地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ

めざす姿（理念）

みんなで地域をともに創り、
安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現



発行 令和7年3月

編集 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号 電話 048-485-1177 (代表)